

⑫ 浄化槽は維持管理と法定検査が必要です

浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。浄化槽の機能を十分に発揮させるために、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が、法律により義務付けられています。

適正な維持管理と法定検査を行い、浄化槽を正しく使っていただくよう、皆さんの協力をお願いいたします。

| 区分 | 実施頻度 | 内容 | 申 |
|------|--------------------------------|-----------------------------------|----------------|
| 保守点検 | 10人槽以下の家庭用浄化槽の場合、年3～4か月に1回 | 浄化槽の機器、送風機やタイマーなどの点検調査、消毒剤の補充 | 県に登録している保守点検業者 |
| 清掃 | 年に1回以上(全ばっ気方式は6か月に1回以上) | 浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取り | 市の許可を受けた清掃業者 |
| 法定検査 | 浄化槽を使い始めてから3～8か月以内に1回(その後は年1回) | 保守点検・清掃がきちんと行われ、きれいな水が放流されているかを検査 | (公社)茨城県水質保全協会 |

一括契約システム：保守点検・清掃、法定検査を一括して契約できます。契約を仲介する保守点検者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

問 下水道課(内線71111) 環境保全課(内線126) (公社)茨城県水質保全協会 Tel 029-291-4004
茨城県県民生活環境部環境対策 Tel 029-301-2966

⑬ 都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)の事後評価原案の公表および意見の募集をします

市では、平成26年度から30年度にかけ、都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)を活用し友部駅周辺地区の整備に取り組んできました。この事業は、事後評価を事業最終年度に実施し、まちづくりの成果を確認することになっています。このたび、事後評価の原案を公表し、皆さんの意見を募集します。なお、事後評価の原案および都市再生整備計画は、建設課または市ホームページで閲覧できます。

公表期間 11月2日(金)～15日(木)

提出方法 窓口へ直接または郵送、FAX、メールで提出してください。

※電話など口頭による意見はお受けできませんので、ご了承ください。

提出期限 11月15日(木) ※郵送は当日消印有効

提出先・問 建設課(内線501) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1 FAX 0296-77-1146
メール kensetsu@city.kasama.lg.jp

⑭ 新設マンホールの位置確認にご協力ください

平成29年度中に完成した工事箇所下水道台帳への追加補正にあたり、新設したマンホール位置の現地確認を行います。確認の際には私有地内に立ち入らせていただく場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、委託業者は笠間市の発行する身分証明書を携帯していますので、不審に思った場合には身分証の提示を求めてください。

期間 11月上旬から12月中旬

対象地区および委託業者 【笠間地区】石井、笠間、手越地内 【委託業者】三和航測(株)
【友部地区】旭町、平町、南友部、美原地内 【委託業者】(株)パスコ
【岩間地区】泉、吉岡地内 【委託業者】第一航業(株)

問 下水道課(内線71141)